

(様式1)

県営土地改良事業（水利施設整備（農地集積促進型））鳥栖南部地区

変更計画概要書

佐 賀 県

目	次	頁
第1章	変更の内容	1
第1	地域及び地積	1
第2	主要工事計画	1
第3	事業費	2
第4	予定工期	2
第2章	変更を必要とする理由	3
第3章	変更後の計画概要	4
第1	目的	4
第2	地域の所在及び現況	4
第3	基本計画	5
第4	工事又は管理の要領	6
第5	換地計画の要領	6
第6	費用の概算	6
第7	効用の概算	7
第8	他の事業との関係	7
第9	計画概要図	7

第1章 変更の内容

第1 地域及び地積

1. 地 域

変 更 前	変 更 後
佐賀県鳥栖市	佐賀県鳥栖市

2. 地 積

(単位：ha)

現況地目 市町村名	変更前						変更後						増減	
	田	畑	原野	山林	その他	計	田	畑	原野	山林	その他	計		
鳥栖市	78.9	0.0	0.0	0.0	0.0	78.9	78.5	0.0	0.0	0.0	0.0	78.5	増減計	－0.4
計	78.9	0.0	0.0	0.0	0.0	78.9	78.5	0.0	0.0	0.0	0.0	78.5	増減計	－0.4 0.0

第2 主要工事計画

工 種	変更前	変更後	増減
管水路 鳥栖南部線	L = 3,890 m	L = 3,890 m	0 m
揚水機場 鳥栖南部揚水機場	N = 1 ヶ所	N = 1 ヶ所	0 ヶ所

第3 事業費

(単位：千円)

変更前	変更後	増減	増減の内訳			
			自然増	工法変更	事業量変更	その他
827,000	1,022,183	195,183	52,000	91,000	9,000	43,183

第4 予定工期

変 更 前	変 更 後
H. 23～H. 29	H. 23～R. 8

第2章 変更を必要とする理由

本地区は、平成23年度に着工し、管水路工を実施中である。

管理設に当たり、水位が高く軟弱な地盤であることから安定的な掘削勾配が取れず、崩落防止のため土留工を追加する必要があること、一般交通や農地への進入路を確保するため仮設道路が必要であること、また、家屋調査対象施設が増となったことにより、事業費の変動が計画変更要件に該当し、変更の手続きが必要となった。

第3章 変更後の計画概要

第1 目 的

本地区は佐賀県東部に位置しており、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業の他、イチゴ、アスパラ等の都市近郊作物や菓子メーカーとの契約栽培でバレイショが作付されている。

農業用水は、河川からの取水に依存しており、小規模な干ばつ時でも農業用水が不足し、営農に支障を来している。このため、農業用水の安定供給を目的とし、「国営筑後川下流土地改良事業」や「県営かんがい排水事業（鳥栖地区）」により基幹施設の整備が行われている。

本地区はこれら基幹施設の末端に位置しており、基幹施設と併せて末端施設（パイプライン）を整備することで農業用水の不足を解消し、水田農業の安定と確立及び、地域の中心となる経営体への農地集積を図り、地域農業の持続的な発展を図ることとしている。

第2 地域の所在及び現況

1. 地 域

佐賀県鳥栖市（幸津町・轟木町・真木町）

2. 地 積

市町村名 \ 現況地目	田	畑	原野	山林	その他	計
鳥栖市	78.5	0.0	0.0	0.0	0.0	78.5
計	78.5	0.0	0.0	0.0	0.0	78.5

3. 現 況

本地区は、佐賀県の東部に位置し、一級河川筑後川水系安良川左右岸に広がる標高8～9mの平坦農地であり、地域内外を流れる安良川水系に依存し、米・麦・大豆等を中心とした土地利用型農業やアスパラ・イチゴ等の施設園芸が展開されている。しかし、不安定な河川からの取水であるため、小規模な干ばつにおいても農業用水が不足し、営農に支障を来している。

第3 基本計画

1. 一般計画

(1) 用水計画

本地区は、鳥栖市の南部に位置しており、水田を中心とした近郊農業が盛んな農業地域である。また、筑後川下流土地改良事業の受益地となっており、佐賀揚水機場から取水した農業用水を送水するため、基幹水路を整備することと併せ、本事業により末端施設（パイプライン）を整備し、農業用水の安定供給や、担い手への面的農地集積を促進し、持続的な地域農業の発展を図る。

(2) 一般計画

環境及び景観については、鳥栖市田園環境マスタープラン（H16.6策定）において、本地区は環境配慮区域に位置することから、周辺環境や生態保全に配慮した整備計画とする。

主要工事は、管水路（パイプライン）であり、現況の道路内への地下埋設がほとんどであることから生態系や景観形成等への影響は少ない。また、本地区近隣における生物調査では本事業により影響を受ける保全対象生物は確認されなかったことから事業による影響はほとんどないと思われる。

なお、工事期間中に使用する建設重機は排出ガス対策型とし、保全対象生物が確認された場合は、速やかに関係機関と協議を行い移植・保護に努める。

第4 工事又は管理の要領

1. 工事の要領

事業実施機関と工事施工者及び鳥栖市・鳥栖市土地改良区が、連携し工事の円滑な推進を図る。

受益面積	A=78.5ha
農業用水路	L=3,890m (管水路: DCIP ϕ 500 $\sim$ ϕ 250 L=1,884m VP ϕ 300 $\sim$ ϕ 150 L=1,978m PE ϕ 150 L= 28m)
揚水機場	1ヶ所 (ϕ 250 $\times$ 37kW 2台、 ϕ 125 $\times$ 11kW 1台)

2. 管理の要領

事業で造成された施設は、鳥栖市が管理を行う。

第5 換地計画の要領

該当無し

第6 費用の概算

事業費	1,001,923	千円
事務費	20,260	千円
計	1,022,183	千円

第7 効 用

(単位：千円)

効 果 項 目	年総効果（便益）額	年増加農業所得額
作物生産効果	95,065	67,875
品質向上効果	4,972	-
営農経費節減効果	47,127	47,127
維持管理費節減効果	△ 4,594	△ 4,594
国産農作物安定供給効果	18,770	
計	161,340	110,408

(参考)

・総費用総便益比＝総便益4,318,999千円／総費用3,779,410千円＝1.14

総便益は、事業期間＋評価期間（40年間）で発生する事業による効果額の合計

総費用は、本事業費とこれに関連した施設の整備費で評価期間（40年間）の施設更新費含む

第8 他の事業との関係

本地区は、かんがい用水を安定的に供給するための国営筑後川下流土地改良事業及び水資源開発機構筑後川下流用水事業を関連事業とし、相互に補完する関係にある。

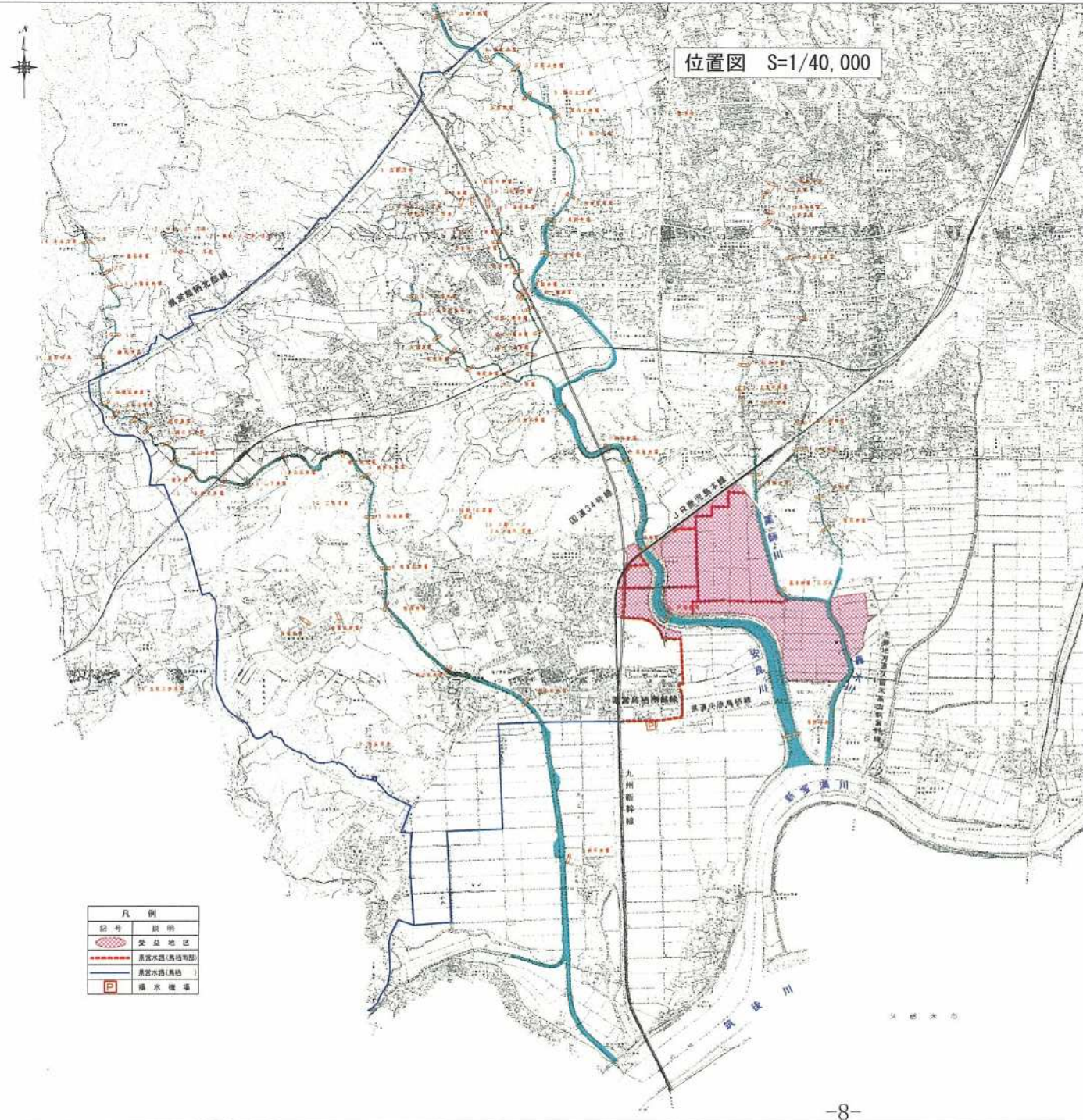
国営筑後川下流土地改良事業	S. 51～ H. 23
水資源開発機構営筑後川下流用水事業	S. 54～ H. 9
県営かんがい排水事業 鳥栖地区	S, 60～ H. 23

第9 計画概要図及び一定地域（受益又は施工地域）図

別添位置図

別添一般計画平面図

県営土地改良事業（水利施設整備（農地集積促進型））鳥栖南部地区



幹線水路標準図



支線水路標準図



県営土地改良事業（水利施設整備（農地集積促進型））鳥栖南部地区

計画概要図

